

**令和4年度  
横浜市人事委員会の業務の報告**

# (1) 組織及び運営

## ア 委員 (令和5年3月31日現在)

人事委員会は、地方公務員法第9条の2の規定により3人の委員をもって組織され、その委員は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任します。

職名	氏名	常勤・非常勤	就任年月日	任期満了年月日
委員長	水地 啓子	非常勤	平成30年7月1日	令和8年6月30日
委員	大貫 一幸	非常勤	令和2年6月1日	令和6年5月31日
委員	野村 浩子	非常勤	平成27年12月21日	令和5年12月20日

## イ 事務局

### (7) 職員数 (令和5年3月31日現在)

(単位：人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	合計
1 (事務局長)	1 (調査任用部長)	2 (調査課長) (任用課長)	7 (調査課担当係長 3) (任用課担当係長 4)	16 (調査課職員 6) (任用課職員 10)	27

### (4) 組織図 (令和5年3月31日現在)



- 1 人事委員会の委員及び委員会の議事に関すること。
- 2 人事行政制度に関する総合的な調査研究及び企画立案並びに勧告及び意見の申出等に関すること。
- 3 地方公務員法第4条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する制度の調査研究並びに勧告及び報告等に関すること。
- 4 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分についての審査請求に関すること。
- 5 職員の苦情の処理に関すること。
- 6 地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の登録等に関すること。
- 7 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 8 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- 9 職員の退職管理に関すること。
- 10 事務局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 11 他の課の主管に属しないこと。

- 1 職員の任用制度に関する調査研究及び企画立案に関すること。
- 2 職員の採用試験の立案及び実施に関すること。
- 3 職員の昇任試験の立案及び実施に関すること。
- 4 職員の採用、昇任及び転職の選考に関すること。
- 5 その他職員の任用に関すること。

## ウ 委員会開催状況

人事委員会の会議は、定例会と臨時会に分けられており、定例会は原則として毎週水曜日に行われ、臨時会は委員長が必要があると認めたときなどに行われます。

令和4年度は、定例会を44回開催し、147件の審議を行いました。

回	日付	議案番号・審議事項	
第1回	令和4年4月5日	1	令和4年度係長・消防司令昇任試験の実施
第2回	令和4年4月12日	2	3人（審）第1号事案
		3	令和4年職種別民間給与実態調査の実施
第3回	令和4年4月27日	4	4人（措）第1号事案
		5	解雇予告除外認定
		6	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の派遣期間の更新
第4回	令和4年5月10日	7	3人（審）第1号事案
第5回	令和4年5月17日	8	条例改正に関する意見の申出
第6回	令和4年5月25日	9	3人（審）第2号事案
		10	令和4年度横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など）採用試験の実施
		11	令和4年度横浜市職員（社会人）採用試験の実施
		12	令和4年度就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験の実施
		13	令和4年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の実施
第7回	令和4年5月31日	14	4人（措）第1号事案
		15	3人（審）第1号事案
		16	令和4年度横浜市職員（大学卒程度）採用試験【技術先行実施枠】の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定
第8回	令和4年6月8日	17	4人（措）第1号事案
		18	選考による採用（医療職員の部長職の職）
		19	令和4年度横浜市職員（社会人）採用試験の実施（修正）
第9回	令和4年6月22日	20	3人（審）第1号事案
		21	令和4年給与に関する報告及び勧告
		22	管理職員等の範囲を定める規則の改正
		23	選考基準の短縮及び選考による採用（行政職員の課長職の職（国家公務員の職又は地方公務員の職についている者をもって補充しようとする職））
第10回	令和4年6月29日	24	4人（措）第1号事案
		25	3人（審）第2号事案
		26	令和4年給与に関する報告及び勧告
		27	人事委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定
第11回	令和4年7月5日	28	4人（措）第1号及び第2号事案
		29	3人（審）第1号事案
		30	令和4年給与に関する報告及び勧告
第12回	令和4年7月13日	31	4人（措）第1号及び第2号事案
		32	令和4年給与に関する報告及び勧告
第13回	令和4年7月20日	33	令和4年給与に関する報告及び勧告
		34	職員の任用に関する規則施行細則及び企業職員の任用の特例に関する規則の一部改正
		35	条件付採用期間の延長
第14回	令和4年7月27日	36	3人（審）第1号事案
		37	令和4年給与に関する報告及び勧告

第15回	令和4年8月2日	38	令和4年給与に関する報告及び勧告
		39	令和4年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定（技術系等）
第16回	令和4年8月17日	40	4人（措）第1号及び第2号事案
		41	3人（審）第2号事案
		42	令和4年給与に関する報告及び勧告
		43	令和4年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定（事務・免許資格職等）
第17回	令和4年8月24日	44	3人（審）第1号事案
		45	令和4年給与に関する報告及び勧告
		46	令和4年度における夏季休暇の特例に関する規則の制定
		47	横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部改正
		48	令和4年度専任職昇任選考の実施
		49	令和4年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定（消防）
		50	一般任期付職員の採用の承認
第18回	令和4年8月31日	51	令和4年給与に関する報告及び勧告
		52	条例改正に関する意見の申出
		53	労働基準法及び労働安全衛生法に基づく定期監督の実施
第19回	令和4年9月6日	54	令和4年給与に関する報告及び勧告
		55	選考による昇任（行政職員の課長職の職）
第20回	令和4年9月13日	56	4人（措）第1号及び第2号事案
		57	3人（審）第1号事案
		58	令和4年給与に関する報告及び勧告
		59	選考による昇任（行政職員の課長職の職）
第21回	令和4年9月22日	60	4人（措）第1～3号事案
		61	令和4年給与に関する報告及び勧告
		62	条件付採用期間の延長
第22回	令和4年9月26日	63	3人（審）第2号事案
		64	令和4年給与に関する報告及び勧告
第23回	令和4年10月4日	65	3人（審）第1号事案
		66	令和4年給与に関する報告及び勧告
第24回	令和4年10月12日	67	令和4年給与に関する報告及び勧告
第25回	令和4年10月18日	68	4人（措）第1～3号事案
第26回	令和4年10月26日	69	4人（措）第1～3号事案
		70	4人（措）第5号事案
		71	令和4年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定
第27回	令和4年11月1日	72	4人（措）第4号事案
		73	3人（審）第2号事案
		74	令和4年度横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考の実施
第28回	令和4年11月9日	75	3人（審）第1号事案
		76	令和4年度横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定（事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士）

第29回	令和4年11月22日	77	4人（措）第1～3号事案
		78	3人（審）第1号事案
		79	解雇予告除外認定
		80	条例改正に関する意見の申出
		81	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
第30回	令和4年11月30日	82	令和4年度横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定（司書、栄養士、消防、消防（救急救命士）、学校栄養）
		83	4人（措）第5号事案
第31回	令和4年12月8日	84	令和4年度係長・消防司令昇任試験の合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定
		85	4人（措）第4号事案
		86	令和4年度横浜市職員（社会人）採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定
		87	令和4年度就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定
第32回	令和4年12月13日	88	令和4年度専任職昇任選考の合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定
		89	4人（措）第1～3号事案
		90	3人（審）第2号事案
		91	職員の任用に関する規則及び企業職員の任用の特例に関する規則の一部改正
第33回	令和4年12月21日	92	一般任期付職員の採用の承認
		93	解雇予告除外認定
		94	選考による昇任（行政職員の部長職の職）並びに選考基準の短縮及び選考による昇任（行政職員の課長職の職）
第34回	令和5年1月11日	95	条件付採用期間の延長
		96	4人（措）第4号事案
		97	3人（審）第2号事案
		98	公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部改正
第35回	令和5年1月17日	99	定年引上げに伴う人事委員会規則の制定等
		100	4人（措）第1～3号事案
		101	4人（措）第5号事案
		102	3人（審）第2号事案
		103	労働基準法及び労働安全衛生法に基づく定期監督の結果
第36回	令和5年1月25日	104	令和4年度横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定
		105	令和5年度横浜市職員採用試験・選考の実施及び実施日程
		106	令和5年度横浜市職員（大学卒程度）採用試験【特別実施枠（SPI方式）】の実施
		107	令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験【特別実施枠（SPI方式）】の実施
		108	条件付採用期間の延長
		109	選考基準の短縮及び選考による昇任（行政職員の部長職の職）
第37回	令和5年2月1日	110	選考職（昇任）の指定の一部改正
		111	4人（措）第1～3号事案
		112	3人（審）第2号事案
		113	令和5年度横浜市職員（大学卒程度）採用試験【技術先行実施枠】の試験区分等の決定
		114	選考による昇任（消防職員の消防正監（部長職）の職）

第38回	令和5年2月14日	115	4人（措）第4号事案
		116	選考による採用（国家公務員の職又は地方公務員の職についている者をもって補充しようとする職）
第39回	令和5年2月22日	117	4人（措）第5号事案
		118	3人（審）第2号事案
		119	許認可事項の申請手続に関する規則の廃止
		120	一般任期付職員の任期更新の承認
		121	選考による昇任（行政職員の課長職の職並びに消防監（課長職）の職及び消防職員の消防司令長（課長職））
		122	選考による昇任（行政職員の局区長職の職及び企業局医療職員の局長職の職）
第40回	令和5年2月28日	123	4人（措）第1～3号事案
		124	4人（措）第4号事案
		125	3人（審）第2号事案
		126	選考による採用（医療職員の部長職の職（免許又は資格を必要とする職））
		127	選考基準の短縮及び選考による昇任（行政職員の部長職の職）並びに選考による昇任（医療職員及び企業局行政職員の部長職の職）
		128	選考基準の短縮及び選考による昇任（行政職員の課長職の職）並びに選考による昇任（医療職員及び企業局行政職員の課長職の職）
第41回	令和5年3月8日	129	3人（審）第2号事案
		130	職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する対象外職員の承認
		131	勤務を要しない日及び休憩時間の特例の承認
		132	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
		133	選考による昇任（企業局行政職員の課長職の職）
		134	選考による転職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事（行政職員給料表の職務の級が6級である者に限る。）をもって充てる行政職員の課長職の職）
		135	選考による採用（行政職員の課長職の職（国家公務員の職又は地方公務員の職についている者をもって補充しようとする職））
第42回	令和5年3月15日	136	4人（措）第4号事案
		137	3人（審）第2号事案
		138	横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部改正
		139	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
		140	令和5年度横浜市職員（大学卒程度等）採用試験の試験区分等の決定
第43回	令和5年3月23日	141	解雇予告除外認定
第44回	令和5年3月30日	142	4人（措）第6号事案
		143	3人（審）第2号事案
		144	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
		145	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正
		146	学校職員の任用の特例に関する規則の一部改正等
		147	事務局職員（局部長）の人事異動

## エ 国又は他の地方公共団体との連絡活動

### (7) 全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会は、都道府県、指定都市及び特別区等の人事委員会で構成されており、人事行政制度に関する研究、調査、資料収集及び情報交換等を行っています。

活動状況： 総会 1 回、役員会 3 回、研修会 1 回

※令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、役員会 1 回が中止

### (4) 大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会は、指定都市、東京都及び特別区の人事委員会で構成されており、人事行政制度に関する研究、調査、資料収集及び情報交換等を行っています。

活動状況： 会議 4 回、研修会 3 回

## (2) 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法第8条第1項第6号により、人事委員会の権限として、「職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと」が挙げられています。

本委員会では、同法の規定により本委員会の権限とされている一般職職員の任用に関する事項について「職員の任用に関する規則」等を制定し、職員の採用、昇任及び転職について、競争試験及び選考を行っています。

### ア 採用

#### (7) 採用試験・選考

令和4年度に実施した横浜市職員採用試験等の結果、総数で7,522人の申込みがあり、最終合格者は1,066人でした。

試験・選考区分		申込者 (人)	第一次 受験者 (人)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	第二次 合格者 (人)	第三次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 (倍)
行政職員 (大学卒程度)	土木(先行実施枠)	141	127	119	100			78	1.6
	建築(先行実施枠)	52	42	23	19			10	4.2
	機械(先行実施枠)	20	18	14	14			11	1.6
	電気(先行実施枠)	34	30	23	20			12	2.5
	事務	2,233	1,792	966	868	581	536	293	6.1
	社会福祉	277	239	211	195			66	3.6
	心理	69	50	48	41			19	2.6
	デジタル	21	16	12	11			3	5.3
	土木	75	60	59	48			34	1.8
	建築	51	43	36	28			13	3.3
	機械	25	19	19	16			6	3.2
	電気	19	13	12	10			6	2.2
	農業	21	15	8	8			2	7.5
	造園	26	24	24	20			13	1.8
	環境	21	13	12	10			4	3.3
行政職員 (免許資格職)	衛生監視員	103	87	34	27			10	8.7
	保健師	94	81	64	62			22	3.7
消防職員 (大学卒程度)	消防【一般】	595	475	183	163			84	5.7
	消防【専門】	3	3	3	3			2	1.5
	消防(救急救命士)	210	189	56	54			26	7.3
学校事務	107	81	50	49			23	3.5	
<b>小計</b>		<b>4,197</b>	<b>3,417</b>	<b>1,976</b>	<b>1,766</b>	<b>581</b>	<b>536</b>	<b>737</b>	<b>4.6</b>
行政職員 (高校卒程度)	事務	300	251	119	104			50	5.0
	土木	17	15	14	13			6	2.5
	機械	1	1	1	1			1	1.0
	電気	3	2	2	2			1	2.0
	水道技術	18	15	12	12			9	1.7
行政職員 (免許資格職)	保育士	197	147	76	59			18	8.2
	司書	53	36	8	8			2	18.0
	栄養士	42	22	7	6			2	11.0
消防職員 (高校卒程度)	消防	498	416	158	138			43	9.7
	消防(救急救命士)	73	66	37	32			13	5.1
学校栄養	59	43	21	18			8	5.4	
<b>小計</b>		<b>1,261</b>	<b>1,014</b>	<b>455</b>	<b>393</b>			<b>153</b>	<b>6.6</b>

試験・選考区分		申込者 (人)	第一次 受験者 (人)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	第二次 合格者 (人)	第三次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 (倍)
行政職員 (社会人)	事務	843	629	251	241	109	105	50	12.6
	社会福祉	63	49	/	/	/	/	10	4.9
	心理	14	9	9	6	/	/	2	4.5
	デジタル	46	32	13	12	/	/	3	10.7
	土木	50	42	33	26	/	/	11	3.8
	建築	27	23	7	6	/	/	3	7.7
	機械	35	26	11	10	/	/	5	5.2
	電気	23	15	11	11	/	/	6	2.5
	造園	22	20	15	14	/	/	7	2.9
	環境	30	24	6	5	/	/	1	24.0
	衛生監視員 (獣医師免許所持者)	8	6	/	/	/	/	3	2.0
	保育士	56	54	17	17	/	/	5	10.8
保健師	37	28	/	/	/	/	9	3.1	
<b>小計</b>		<b>1,254</b>	<b>957</b>	<b>373</b>	<b>348</b>	<b>109</b>	<b>105</b>	<b>115</b>	<b>8.3</b>
就職氷河期世代を 対象	事務	397	273	30	28	11	11	5	54.6
障害のある人を対象	事務A	21	16	11	11	/	/	2	8.0
	事務B	82	60	31	29	/	/	7	8.6
	事務C	238	157	43	37	/	/	5	31.4
	学校事務	26	19	12	12	/	/	2	9.5
<b>小計</b>		<b>367</b>	<b>252</b>	<b>97</b>	<b>89</b>			<b>16</b>	<b>15.8</b>
育児休業代替 任期付職員	社会福祉	16	16	/	/	/	/	16	1.0
	土木	3	3	/	/	/	/	3	1.0
	建築	2	2	/	/	/	/	2	1.0
	造園	1	1	/	/	/	/	1	1.0
	環境	3	3	/	/	/	/	3	1.0
	衛生監視員	2	2	/	/	/	/	2	1.0
	保育士	15	15	/	/	/	/	11	1.4
	保健師	4	3	/	/	/	/	2	1.5
<b>小計</b>		<b>46</b>	<b>45</b>					<b>40</b>	<b>1.1</b>
<b>合計</b>		<b>7,522</b>	<b>5,958</b>	<b>2,931</b>	<b>2,624</b>	<b>701</b>	<b>652</b>	<b>1,066</b>	<b>5.6</b>

(4) その他の採用選考

職	職位	合格者 (人)
行政職員 (上記を除く)	課長職	8
	係長職	12
	職員	5
	小計	25
消防職員	消防司令 (係長職)	1
	小計	1
医療職員	部長職	2
	小計	2
技能職員	職員	127
	合計	155

※ 任命権者に事務の全部を委任している選考（医療技術・看護職員及び企業職員の採用）は除いています。

イ 昇任

係長昇任については、管理職の登竜門として昭和30年から係長昇任試験を実施していますが、より広く優秀な人材を係長へ登用するために、平成21年度から係長昇任選考を導入し、試験と選考による係長昇任体系の複線化を図っています。

(7) 係長・消防司令昇任試験

試験区分		申込者 (人)	第一次 受験者 (人)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 (倍)
事務	A	917	862	185	183	105	8.2
	B	48	47			14	3.4
社会福祉	A	25	22	16	16	9	2.4
	B	21	20			10	2.0
土木	A	223	198	40	40	17	11.6
	B	23	23			3	7.7
建築	A	52	48	16	16	10	4.8
	B	10	9			4	2.3
機械	A	38	37	7	7	2	18.5
	B	12	11			1	11.0
電気	A	39	39	7	7	1	39.0
	B	10	8			1	8.0
造園	A	12	12	11	9	4	3.0
	B	1	1			1	1.0
環境	A	14	14	6	6	0	
	B	3	3			1	3.0
衛生監視	A	3	3	3	3	1	3.0
	B	1	1			1	1.0
保健師	A	7	6	5	5	3	2.0
	B	6	6			4	1.5
消防司令	A	73	72	28	28	16	4.5
	B	31	30			15	2.0
保育士		30	29			6	4.8
小計	A	1403	1313	324	320	168	7.8
	B・保育士	196	188			61	3.1
総計		1,599	1,501	324	320	229	6.6

※ 任命権者に事務の全部を委任している試験（消防司令補及び消防士長への昇任）は除いています。

(イ) 係長昇任選考

職	職位	合格者 (人)
行政職員	係長職	32
消防職員	消防司令 (係長職)	4
企業職員	係長職	1
<b>合計</b>		<b>37</b>

(ウ) その他の昇任選考

職	職位	合格者 (人)
行政職員	局区長職	13
	部長職	54
	課長職	122
	課長補佐職	130
	専任職	8
	<b>小計</b>	<b>327</b>
消防職員	消防正監 (部長職)	6
	消防監 (課長職)	8
	消防司令長 (課長職)	18
	消防司令 (課長補佐職)	27
	専任職	1
<b>小計</b>	<b>60</b>	
医療職員	局長職	1
	部長職	2
	課長職	2
	<b>小計</b>	<b>5</b>
企業職員 (水道局、交通局及び 医療局病院経営本部職員)	部長職	4
	課長職	13
	課長補佐職	17
	<b>小計</b>	<b>34</b>
<b>合計</b>	<b>426</b>	

※ 任命権者に事務の全部を委任している選考 (人事委員会が指定する特定の職へ昇任させる係長職への昇任、職員Ⅱ及び職員Ⅲへの昇任等) は除いています。

## ウ 転職選考

一定の在職期間と経験年数を有する職員を他の職へ転職させる場合、その職に応じた職務遂行能力の有無を判定するために、転職選考を実施しています。

なお、令和2年度の実施をもって行政職員転職試験を廃止しました。

転職前の職	転職後の職	合格者 (人)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事（行政職員給料表の職務の級が6級である者に限る。）	行政職員の課長職	2
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事（行政職員給料表の職務の級が4級である者に限る。）	教育委員会事務局担当係長	1
教育委員会事務局担当係長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条に規定する指導主事（行政職員給料表の職務の級が4級である者に限る。）	1
学校事務職員	教育委員会事務局事務職員	3
資源循環局技能職員	資源循環局事務職員 （資源循環局指導員）	9
資源循環局技能職員でクレーン・デリック運転士（限定なし）、クレーン・デリック運転士（クレーン限定）又はクレーン運転士のいずれかの免許を有し、かつ特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士のいずれかの免許を有する者	技術職員	1
<b>合計</b>		<b>17</b>

### (3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第26条等の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することと定められています。

本委員会では、職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査結果等をもとに、本市職員の給与に関する報告及び勧告を行っています。

#### ア 「令和4年 給与に関する報告及び勧告」の概要

##### (7) 報告及び勧告日

令和4年10月12日

##### (イ) 公民比較

###### a 月例給

民間給与	387,932円	(A)
職員給与	387,066円	(B)
<hr/>		
公民較差(A)－(B)	866円	(0.22%)

###### b 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.41月分（本市：4.30月分）

##### (ウ) 勧告内容

###### a 月例給の改定内容

新規学卒者に対して適用する初任給について、大学卒は5,000円、高校卒及び短大卒は6,000円引き上げる。その他、20歳台の職員に重点を置きつつ、若年層について所要の改定を行う。

###### b 特別給の改定内容

期末・勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引上げ（4.30月→4.40月）  
引上げ分は、勤勉手当に配分

##### (エ) 人事給与制度等に関する報告内容

###### a 心身ともに健康で働きやすい職場づくり

- (a) 長時間労働の是正・過重労働の防止
- (b) 職員の健康の確保
- (c) ハラスメントの防止

###### b 柔軟な働き方が可能な職場づくり

- (a) 柔軟な働き方を可能とする基盤づくり
- (b) 男性職員の家庭生活への参画の促進

###### c 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり

- (a) 女性職員の活躍推進
- (b) 障害のある職員の活躍推進
- (c) 高齢層職員が能力を発揮できる職場づくり

###### d 人材の確保及び育成

- (a) 人材の確保
- (b) 人材の育成・自律的かつ多様なキャリア形成への支援

###### e 市民からの信頼確保

#### (4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果に基づいて必要な勧告等を行います。

##### ア 処理状況（令和4年度）

（単位：件）

区分	要求件数			処理件数							翌年度へ繰越 A-B
	前年度からの繰越	新規	計(A)	取下げ	打切り	判定				計(B)	
						却下	棄却	一部認容	全部認容		
令和4年度	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6

##### イ 完結事案（令和4年度）

事案番号	要求内容	処理状況
—	—	—

#### (5) 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関する審査請求があった場合は、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、事案について審査し、処分の承認、修正又は取消しの裁決を行います。

##### ア 処理状況（令和4年度）

（単位：件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度へ繰越 A-B
	前年度からの繰越	新規	計(A)	取下げ	打切り	裁決				計(B)	
						却下	棄却	処分取消	処分修正		
令和4年度	2	1	3	0	0	0	1	0	0	1	2

##### イ 完結事案（令和4年度）

事案番号	処分内容等	処理状況
3人（審）第1号	懲戒免職処分	R4.11.22 棄却

## (6) 職員団体の登録の状況（令和5年3月31日現在）

職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、地方公務員法第53条第5項の規定に基づき登録を行います。

登録年月日	職員団体名
昭和41年10月11日 昭和26年9月27日	横浜市従業員労働組合（市従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市教職員組合（浜教組）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立大学病院従業員労働組合（医従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立高等学校教職員組合（浜高教）
昭和44年9月12日	横浜市立学校管理職組合（浜管組）
昭和52年9月28日	横浜学校労働者組合（横校労）
昭和56年12月24日	神奈川県学校事務労働組合（神学労）・横浜
平成2年8月1日	自治労横浜市従業員労働組合（自治労横浜）
平成9年2月19日	学校事務職員労働組合神奈川横浜支部（学労神奈川）
平成21年3月18日	横浜教育問題懇談会
平成25年11月20日	横浜教職員連盟

（注）登録年月日欄の下段の年月日は、昭和40年の地方公務員法改正による切り替え登録がなされる前の登録年月日です。

## (7) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等（重要な行政上の決定を行う職員、その決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員等）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされています（地方公務員法第52条第3項ただし書）。

管理職員等の範囲については、地方公務員法第52条第4項の規定で、人事委員会規則で定めることとされていることから、本委員会では「管理職員等の範囲を定める規則」を定めています。

## (8) 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（労働基準法別表第1の第11号、第12号及び号外の官公署に勤務する職員に限る。）の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使します。

### ア 対象事業所（令和4年度）

号別区分等	11号 （郵便・電気通信業）	12号 （教育・研究・調査）	号外	合計
本市の代表的な事業所	—	学校、図書館、 研究所等	市長部局本庁、 区役所、消防署等	—
事業所数	0	533	197	730

### イ 職権行使状況（令和4年度）

主な権限	件数
解雇予告除外認定	8
宿日直許可	1
時間外・休日労働に関する協定届	529
衛生管理者選任報告（50人以上の事業場）	216
労働者死傷病報告	66
機械等設置届	0
特定機械等設置届	0 ※
事業場への調査	9

※ 特定機械等の設置及び検査状況（うちボイラー1台、第一種圧力容器1台は休止中）

区分	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ
設置数	3	9	0	3
性能検査	2	8	0	3
落成検査	0	0	0	0

## (9) 職員の苦情の処理の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件や人事管理等に関して相談を受ける職員相談を実施しています。相談は面談を原則とし、人事制度などについての説明や本人に対する助言、必要に応じて所属や関係部署への情報伝達、調査・照会依頼などを行います。

### ア 相談件数（令和4年度）

区分	件数
任用関係	1
転任関係	2
給与関係	2
勤務時間、休暇等関係	2
執務環境	0
服務	1
パワハラ	0
いじめ・嫌がらせ	8
その他	6
合計	22

### イ 処理状況（令和4年度）

処理内容	件数
相談者から事情を聴取し制度の説明や助言を行ったもの	3
相談者の申出内容を当局に伝えたもの	11
その他	7
合計	21

## (10) その他

### ア 公務災害補償の審査

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条の規定に基づき、学校医等から補償の実施に関して審査請求があった場合に、これを審査して裁定を行います。

令和4年度は、審査の請求はありませんでした。

### イ 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議

職員の退職後、その在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合において、当該職員の退職手当について、横浜市退職手当条例第11条の3に定める退職手当管理機関が、同条例第11条の6第1項第3号若しくは第2項、第11条の7第1項、第11条の8第1項又は第11条の9第1項から第5項までの規定に定める退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会は、同機関の意見聴取に応じ、調査審議を行います（同条例第11条の10）。

令和4年度は、当委員会が調査審議を行ったものはありませんでした。

### ウ 働きかけ規制違反に関する監視等業務

地方公務員法第38条の4の規定に基づき、任命権者は職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して調査を行うときは、人事委員会に通知し、その結果を報告します。

また、同法第38条の5の規定に基づき、人事委員会は規制違反の疑いがあると思料するときは任命権者に対し調査を要求します。

令和4年度は、任命権者からの通知（報告）、任命権者への調査要求等はありませんでした。